

◇下記の意見案を可決し、関係大臣へ令和元年12月12日付けで送付しました。

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

【送付先】内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あて。

## ☆話題の探訪☆ season3

### ～地理的表示（GI）保護制度について～

今回は、広報いまかね11月号の表紙を飾った「地理的表示（GI）保護制度」について、JA今金町の担当者に取材しました。同広報誌の4ページに外崎町長へ登録報告との記載がありますが、具体的にどのようなメリットがあるのかなどを聞きました。

Q 登録産品の要件は？

A 社会的評価をうけた優良な品種や最低でも25年以上の歴史のある野菜に限定されます。

Q 登録によるメリットは？

A 產品の名称が知的財産として登録され、国内外での類似品販売や不正使用において

も国に取り締まってもらえ、訴訟などの負担もなくブランドを守ることができます。

Q 期待できる効果は？

A 品質が保証された地域ブランドとして価格維持や向上が期待できます。

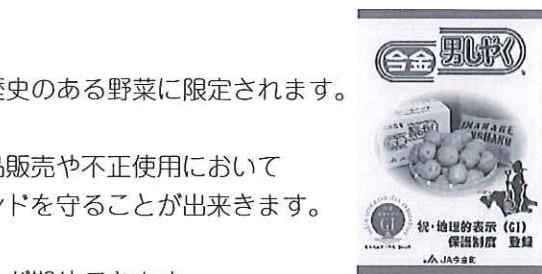
Q (GI) 取得によるこれからの販売の可能性は？

A 関東方面を中心に販売していますが、道内向けにも力をいれ、輸出についても検討して行きたいです。

Q 最後に「今金男しゃく」ブランドが継続できる秘訣は？

A 品種を男爵に統一し種子から食用までの一貫生産体制、ライマン価基準、全圃場の検査、出荷前の風乾、選果場での3段階の選別等々、生産者の努力と協力があってのことです。

※取材し感じたこととして、男爵一本にこだわり70年もの間ずっと守り続けてこられた今金町の農家組合員皆様の努力とJAへの結集力に感動しました。これからも、「今金男しゃく」を守り続け、美味しさを食卓に届けてください。(取材者・向井孝一)



地理的表示（GI）保護制度登録記念祝賀会の様子